

## 〔あさか由香一子育て支援4つの緊急プラン・資料編〕

### 《プラン1に関連して》

#### ①：保育園児の死亡事故一事例1

2022年4月16日、広島市西区の市立保育園に通う男児（5歳）が近くの川で溺死。午前11時20分ごろ保育士が園庭で座っている姿を確認したが10分後にいないことに気づいた。保育時間に園庭の植え込みにあった隙間からすり抜けて出ていってしまった可能性あり。当時は0歳から5歳の園児34人を保育士8人で対応、国の配置基準は満たしていた。

#### ②：保育園児をめぐる死亡事故一事例2

2021年7月29日、福岡県中間市の保育園男児（5歳）が送迎バスの中に約9時間閉じ込められ、熱中症により死亡。同園では過去にも閉じ込め事例があったこと、出欠がきちんと確認されていなかったことなど問題が明らかになっており、現在は園長と当時の職員が業務上過失致死で在宅起訴されている。

③：内閣府による「教育・保育施設等における事故報告集計」より。報告対象は「教育・保育施設等で発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故」で、そのうち「認定こども園・幼稚園・保育所等」で発生したもののみを抽出。（右表）

		件数	増減
H28	2016年	587	-
H29	2017年	880	△293
H30	2018年	1221	△341
R1	2019年	1299	△78
R2	2020年	1586	△287

#### ④：現行の国の保育士配置基準

ゼロ歳児=▽3：1（子どもの数：保育士の数）、▽1～2歳児=6：1、▽3歳児=20：1、▽4・5歳児=30：1。

自治体独自の加配で、例えば横浜市は「望ましい保育士の設置基準」として、▽1歳児=4：1、▽2歳児=5：1、▽3歳児=15：1、▽4～5歳児=24：1が定められている。（横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱）

#### ⑤：「子どもたちにもう1人保育士を！実行委員会」の保育士アンケート（2022年5月発表）

では、「国の保育士配置基準では、子どもの命と安全を守れないと思う場面」の回答で、「地震や火災などの災害時」が84%で一番多く、「お散歩」60%、「防犯上」59%、「プールなど水遊び」58%…と続く。



### 《プラン2に関連して》

⑥：厚生労働省の全国調査「乳幼児等医療費に対する援助の実施状況」（2020年4月1日現在）で、通院助成で所得制限が「ない」自治体は86%（1499）、所得制限が「ある」自治体は14%（242）。その後、所得制限が「ない」自治体はさらに増えている。

⑦：神奈川県内の所得制限がある13自治体の状況は、就学前まで撤廃しているのが平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市（22年10月から）、二宮町など。藤沢市は小学校卒業まで撤廃。なお、二宮町は2022年10月から完全撤廃予定。

県内3政令市の所得制限がある年齢は、川崎市：1歳～小6、相模原市：1歳～中3（いずれも0歳は廃止）。横浜市：独自に0・1・2歳で廃止し、3歳～中3まで所得制限がある。

⑧：国は児童手当の所得制限基準額を2012年4月に見直して若干緩和、その際に川崎市、相模原市などは国の新基準に合わせて改定。しかし横浜市などは旧基準額のまま運用しているため、助成対象年齢のうち所得制限にかかる割合が高い。

⑨：神奈川の仕組みは、県が「就学前まで」助成し、その上に市町村の上乗せで拡充している。所得制限の廃止について県はまったく関与していない。なお、国は小児医療費助成制度に引き続き寄与していない。同制度はすべて都道府県と市区町村による自治体独自の施策である。

現在、関東地方の都県の助成対象年齢（通院）は、東京都と群馬県が「中学校卒業まで」、茨城県と栃木県が「小学校卒業まで」、千葉県は「小学校3年まで」、神奈川県と埼玉県は「就学前まで」で、神奈川は関東で最低水準である。

しかも補助率も全国の多くの都道府県が2分の1補助であるのに対し、神奈川県は2分の1、3分の1、4分の1（政令市）と3段階に分け、地元自治体の負担が大きい。

⑩：政令市で通院助成を「高校卒業」まで対象にしているのは、名古屋市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、北九州市、大阪市の7市（2022年4月時点）、うち大阪市以外の6市は所得制限なし。大阪市は、13歳から所得制限を設けている。

2020年4月時点の厚労省全国調査結果は、通院助成が「18歳年度末（高校卒業まで）」は733自治体（42%）。

### 《プラン3に関連して》

⑪：文科省の2017年度調査では、76自治体が小・中学校とも学校給食の無償化を実施、424自治体が一部無償化、一部補助を実施。その前回調査から5年経ち、群馬県では8から14自治体へ、山梨県では2から11自治体へ増加。しかし文科省は現時点の給食費無償化の実態調査を拒否している。（2022年4月20日、衆院内閣委員会で塩川鉄也議員の質問）

⑫：憲法制定時、政府も「（憲法の）義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したい」「学用品、学校給食費、できれば交通費と考えております」（1951年3月19日、参議院文部委員会、日本共産党・岩間正男議員への答弁）としていたが、70年たっても実現していない。

### 《プラン4に関連して》

⑬：奨学金の利用状況

日本学生支援機構

「令和2年度学生生活調査」

#### 〔奨学金受給状況〕

【大学（昼間部）】 前回調査より、2.1ポイント増の49.6%となっている。

【短期大学（昼間部）】 前回調査より、1.7ポイント増の56.9%となっている。

【修士課程】 前回調査より、1.5ポイント増の49.5%となっている。

【博士課程】 前回調査より、1.3ポイント減の52.2%となっている。

【専門職学位課程】 前回調査より、4.0ポイント減の37.1%となっている。

[単位: %]

区 分	平成28年度	平成30年度	令和2年度
大学(昼間部)	48.9	47.5	49.6
短期大学(昼間部)	52.2	55.2	56.9
修士課程	51.8	48.0	49.5
博士課程	56.9	53.5	52.2
専門職学位課程	44.4	41.1	37.1

※ 調査時点(令和2年11月)における最近1年間に「日本学生支援機構の奨学金」と「日本学生支援機構以外の奨学金(給付・貸与等)」のいずれか、または両方を受給した学生の割合。

⑭：コロナを理由とした大学・大学院生の中退者数・休学者数は、各年8月までに、2020年度は中退者385人、休学者2,677人、2021年度は中退者701人、休学者4,418人（文部科学省「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」）

以上